

土地に縛り付けられた農民

資料提供 石田 忠人
文 原美千代



▲嘉右エ門請書

明治維新以前の経済の根幹をなすものはコメでありました。この事から家康の言ったことが、殆どの為政者の農民に対する姿勢であったと考えるとよいものと思います。年貢の取立については、家康以前の「太閤検地」にも見られるように、厳しい調査の結果に基づいて取り立ての歩合を定めております。

この様な経緯でコメ生産の原動力である農民に対して、為政者はいろいろな厳しい掟を定めて、田地の減耗、農民の離脱による労働力の減耗を阻止するようにしました。

揖斐郡の主要部を支配していた大垣藩は寛永十二年（1635）に「戸田御法度」を出して

- ・ 離村の禁止
 - ・ 家の取り壊し
 - ・ 売買の禁止
 - ・ 田畑売買の禁止
- 等を命じています。

この様な環境下にあつて、嘉右エ門

という農民が村を抜け出し、他所で役人に召捕られるという事件が起きました。これについて村方三役の名主らが取り調べを受け、釈放された嘉右エ門の請書（事件に対する弁明と、再発防止の誓約書のようなもの）を連名で代官所へ提出しています。

この事件は慶応三年に起きたもので、「大政奉還」による「御新政趣意」による特赦を受けている事が書かれています。この様にして農民を土地に縛り付けて、いくら苦しくても農民の子は農業を継がねばならなかったのです。

★お知らせ★

『レトロ口館』は本号をもって終了します。長らくのご愛読ありがとうございました。次回より『ふるさと探訪』を連載します。

協力 郷土史の会